尾張旭市監査公表第24号

令和4年11月28日付け尾張旭市監査公表第21号をもって公表した定例監査結 果報告について、令和4年12月5日付け4文第141号で教育委員会教育長から措 置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第1 99条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年12月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

教育委員会文化スポーツ課

監査の指摘事項

どうだん亭春の一般公開駐車場整理業 務において、施行(見積徴収)伺いが作成 | に事務を行うよう改めます。 されていない。随意契約事務の手順では、 業務に係る予定額が10万円を超えるも のについては、施行(見積徴収)伺いの作 成が必要とされている。

また、請書(案)において、契約の相手 方の欄が記載されていない。平成27年1 1月26日付け契約検査課長通知「契約書 (案)における契約の相手方の記載につい て」にあるように、当該請書(案)につい ては、契約の相手方を特定させる必要があ ることから、相手方の所在地、名称及び代 表者名を記載する必要がある。

どうだん亭春の一般公開交通誘導警備 業務において、随意契約公表の事務手続が 適切に行われていない。随意契約ガイドラ インでは、随意契約を締結する場合におい て、予定価格が契約規則第25条に定める 金額の範囲を超えるときは、随意契約確認 表を作成し、内容の公表を行うこととして いる。

措置状況

指摘事項につきましては、今後は適正

指摘事項につきましては、随意契約の 内容公表を行いました。

今後は適正に事務を行うよう改めま す。